

直接接続細則

(目的)

第1条 この細則は、株式会社堂島取引所（以下「本所」という。）の業務規程第3条第2項の規定に基づき、直接接続方式（業務規程別表に定める直接接続方式をいう。以下同じ。）の取引に関し必要な事項を定める。

(直接接続方式の提供に係る実施基準の作成等)

第2条 直接接続方式を提供しようとする受託取引参加者（直接接続者（業務規程別表に定める直接接続者をいう。以下同じ。）が取次委託者である場合にあっては、当該取次委託者が取引の委託の取次ぎの委託をする取次者を含む。以下この条第2項、第4条及び第6条において同じ。）は、次の各号に規定する事項について定めなければならない。この場合において、取次者が定める場合にあっては、受託取引参加者の定めるものと同等以上の内容を定めるものとする。

- (1) 直接接続者に対する取引端末装置（業務規程第9条第5項の規定に基づき売買注文入力装置とみなされる取引端末装置をいう。以下同じ。）の操作訓練の実施の基準
- (2) 直接接続者の有する資産及び信用力に照らし直接接続方式による取引が過大に行われることを防止するための基準
- (3) 直接接続者の取引端末装置の故障等による異常な取引を防止するための基準

2 受託取引参加者は、直接接続者に対し、前項各号に規定する基準について遵守及び実施させなければならない。

(直接接続契約の締結)

第3条 直接接続方式を提供しようとする受託取引参加者は、直接接続方式の提供を開始する日までに、前条第1項に規定する事項について定めた書面を添付して、本所に対して直接接続契約の締結を申請し、本所と当該契約を締結しなければならない。

2 本所は、前項の直接接続契約締結の申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果適当と認めるときは、当該契約締結の申請を行った受託取引参加者と直接接続契約を締結するものとする。

3 受託取引参加者は、本所と直接接続契約締結後において、前条第1項各号に規定する基準について定めた書面に変更があったとき又は直接接続者に対し別の事項を定めたときは、速やかに本所に届け出なければならない。

(直接接続者の体制等)

第4条 本所の受託契約準則第56条第2項に定める直接接続者の体制等は、次の各号に定

める事項とする。

- (1) 直接接続者の直接接続方式に供される取引端末装置が適切なものであること
 - (2) 直接接続者が直接接続方式による取引を管理する上で責務及び権限を有する管理責任者を選任し配置していること
 - (3) 直接接続者が直接接続方式による取引の管理のため適切な社内規則等を整備していること
 - (4) 前各号のほか、本所が必要と認める事項
- 2 受託取引参加者は、前項各号に定める事項について適切な体制等が確保されているか確認しなければならない。また、受託取引参加者は、当該事項に変更があった場合はこれを把握するとともに、当該事項の不備等を発見したときは、直接接続者に対して、速やかに当該不備等を解消するよう指示しなければならない。当該直接接続者は、これに対し異議を申し立てることができない。

(直接接続者の登録)

第5条 受託取引参加者は、直接接続者が直接接続方式による取引を行う前までに、次に掲げる書面を添付して、本所に対して直接接続者の登録を申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 受託契約準則第55条に規定する契約書の写し
 - (2) 直接接続者が本所の業務規程、受託契約準則、この細則その他の本所の規則等を遵守する旨を誓約する書面の写し
 - (3) 第4条第1項各号に定める事項について確認した内容
 - (4) 直接接続者が取次委託者である場合は、取次者が第2条第1項に規定する事項について定めた書面
- 2 本所は、前項の登録の申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果適当と認めるときは、当該登録申請を行った受託取引参加者に対し、当該登録申請に記載された者を直接接続者として登録した旨、書面をもって通知するとともに、本所に備える登録原簿に次の事項を登録する。
- (1) 直接接続者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 直接接続者の国籍及び住所（法人にあっては、本社所在地及び直接接続者の取引端末装置を設置する事務所等の所在地）
 - (3) 登録申請を行った（委託先）受託取引参加者名及び取次者名
 - (4) 登録年月日

(直接接続方式による取引の監視等)

第6条 直接接続方式を提供する受託取引参加者は、直接接続者の直接接続方式による売買注文の状況を常時監視する体制を整備しなければならない。

- 2 本所は、前項に規定する受託取引参加者の監視に資するため、本所の中央処理装置に登録される直接接続者の売買注文の受付及び約定に係る情報を、直ちに当該受託取引参加者の売買注文入力装置に送信するものとする。
- 3 受託取引参加者は、業務規程、受託契約準則、この細則その他の本所の規則等並びに第2条第1項第2号及び第3号の基準に照らし不適當な直接接続の注文については、ただちに取消し等の適切な措置を講じなければならない。当該直接接続者は、これに対し異議を申し立てることができない。

(受託取引参加者等の責任)

- 第7条 直接接続方式を提供する受託取引参加者は、直接接続者に、業務規程、受託契約準則、この細則その他の本所の規則等及び当該受託取引参加者の関連する社内規則を周知し、並びに遵守させる義務を負う。
- 2 直接接続方式を提供する受託取引参加者は、直接接続者に、本所と受託取引参加者の間ですでに締結している取引システム利用契約及び直接接続契約を周知し、並びに同等の条件で利用させる義務を負う。
 - 3 直接接続方式を提供する受託取引参加者は、直接接続方式による取引に関し直接接続者の行った法律行為、懈怠、過失その他の一切の行為について、責任を負わなければならない。
 - 4 取次委託者が直接接続方式の提供を受けた場合にあっては、当該取次委託者の取次者は、前三号に定める義務又は責任と同等の義務又は責任を負うものとする。

(変更又は廃止)

- 第8条 この細則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、施行日前の直接接続細則（以下「旧細則」という。）は、これを廃止する。
- 3 旧細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和3年8月27日）

この細則は、令和3年8月27日から施行する。